

加入者 各位

ひかり健康保険組合
理事長 儀同 康

事業所とひかり健康保険組合の共同事業で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法において、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要になります。ただし、①委託先への提供、②合併に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、再三者にあたらぬこととなっています。

ひかり健康保険組合では、被保険者に対する健康診査事業について、株式会社光通信及び加入事業所と共同実施し、健康健査情報を共同で利用いたします。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③個人情報の管理について責任を有する者、④健診データを共同利用する者の範囲、⑤共同利用する者の利用目的、⑥健診データ利用停止の手續について、次のように公表します。

- 株式会社光通信（母体事業所）及び加入事業所との共同実施について
当組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である株式会社光通信及び加入事業所とともに「生活習慣病予防健診」及び「特定健康診査」を労働安全衛生法に基づく「定期健康診断」を共同実施することにしました。
- 共同利用する健診データについて（注：加入事業所以外の従業員は健康保険組合の健診項目は受診できません。）
- 基本個人情報について、
受診案内・受診表・結果表の発送のため、住所・氏名の情報を契約医療機関と共有します。

一次健診 検査項目

事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期健診項目（事業主負担）	保健事業として健康保険組合が行う生活習慣病予防健診項目（組合負担）
既往歴及び業務暦の調査	
自覚症状及び他覚症状の有無の調査	
	ライフスタイル調査
身長、体重、視力及び聴力の検査 身長：20歳以上受診省略 聴力：35歳・40歳及び45歳以上	対象年齢者以外の被保険者 36歳～39歳・41歳～44歳の被保険者
胸部エックス線検査	
血圧の測定	
貧血検査（赤血球数、血色素量） 肝機能検査（GOT, GPT, r-GTP） 血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、LDLコレス	対象年齢者以外の被保険者

テロール) 血糖検査（糖尿病検査） 対象：35歳及び40歳以上	
尿検査（尿中の糖及び淡白の有無に検査）	
心電図検査 対象：35歳及び40歳以上	36歳～39歳の被保険者
	呼気一酸化炭素濃度測定 対象：池袋・大阪巡回健診において受診できる者であって、煙草の喫煙者で希望する者
	乳癌検査※希望制 30歳～39歳 乳腺超音波検査又はマンモグラフィー 40歳以上 乳腺超音波検査及びマンモグラフィー
	子宮癌検査（40歳以上の女性被保険者）※希望制 医師採取方式
	腹囲測定 対象：35歳以上の被保険者

二次健診

労災保険で行う二次健康診断

3. 個人情報の管理についての責任を有する者

ひかり健康保険組合：常務理事 上野勝行（個人情報取扱責任者）

株式会社 光通信：取締役管理本部長 儀同康（個人情報取扱責任者）

健康保険組合加入事業所：健康保険組合全加入事業所管理責任者

4. 健診データを共同利用する者の範囲について

ひかり健康保険組合：常務理事 上野勝行（データ保護管理者）

：事務長 太田幸生（データ保護担当者）

株式会社 光通信グループ：厚生部統轄部長 上野勝行（個人情報取扱責任者）

5. 健診データを共同利用する者の利用目的について

① 株式会社光通信及び健康保険加入事業所については、安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場を形成します。

また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、ひかり健康保険組合と

ともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データは、厚生部に保存します。

- ② ひかり健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨の則り、株式会社光通信及び健康保険組合加入事業所とともに、被保険者の健康保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用は、健康保険組合のコンピューターにデータを保存し、健康診断実施の医療機関及び事業主の産業医と健康相談、健康指導を実施します。

また、健診データを活用し、生活習慣病の予防対策及び特定保健指導・健康教育等保健事業に利用します。

平成20年度より、40歳以上の受診者の健診結果データ・保健指導実績を厚生労働省に報告（提出）します。

6. 検診データ利用停止の手続

データの共同利用の停止を希望される場合は、下記にご連絡ください。

担当：ひかり健康保険組合 太田事務長

電話：03-5951-7422 Fax：03-5951-9663

以上